平成２６年（フ）第４７６号
栃木県大田原市新富町２丁目７番17号　新富ハイツ103号
破産者　佐藤　美樹
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０５号
栃木県さくら市馬場1442番地３
破産者　安齋　公士
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０９号
栃木県鹿沼市武子1566番地、前住所栃木県鹿沼市武子1552番地２
破産者　大出　菊栄
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８７号
栃木県佐野市免鳥町551番地１
破産者　有限会社イマイ
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２６９号
埼玉県越谷市大字大竹881番地３
破産者　株式会社大分金型
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３４２号
埼玉県草加市青柳５丁目12番19号
破産者　株式会社シバケン
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４１９号
埼玉県草加市柳島町420番地１
破産者　有限会社ミヤリフォーム
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
山口市小郡下郷321番地２　サンヨーハイツ第５－９
破産者　豊臣　彦造
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3810番地２
破産者　株式会社磯家
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第６７６号
東京都立川市柴崎町４丁目11番26号柴崎町４丁目第２アパート207号
破産者　渡邉　哲大
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７８９号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目８番地21ファミーユ橋本５　203
破産者　橋本　建一
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７９０号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目８番地21ファミーユ橋本５　203
破産者　橋本　　明
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８１１号
横浜市中区小港町３丁目175番地松本ビル３Ｆ
破産者　プロアイリストアカデミー株式会社
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
新潟県柏崎市田塚１丁目３番25号
破産者　有限会社共和印刷
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
岐阜県多治見市姫町７丁目192番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜県各務原市各務東町１丁目113番地
破産者　株式会社ロジテックス
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第８０号
岐阜県土岐市泉町久尻1465番地の４
破産者　川野　惠子
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７８４号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地の65、商業登記簿上の本店所在地広島市東区牛田本町２丁目１番21号
破産者　株式会社ビー・アイ・シー
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
山口県長門市東深川930番の１地
破産者　長洲建設株式会社
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５２５号
埼玉県新座市新堀３丁目６－15
破産者　中澤　　勇
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２８３号
神奈川県横浜市港南区野庭町775－103
破産者　古内　芳之
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部